

# 監査報告書

2019(令和元)年5月21日


学校法人 麻生教育学園

理 事 会 御中


評 議 員 会 御中

学校法人 麻生教育学園

監事

林 一 義 

監事

山本 孝 俊 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人麻生教育学園寄附行為第15条の規定に基づき、本法人における平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の業務及び財産の状況について監査を行いましたので、その結果について報告いたします。

私たちは、監査に当たり、理事会及び評議員会並びにその他主要な会議に出席して意見を述べたほか、理事等から業務の執行状況を聴取し、重要な文書及び会議議事録等を閲覧するとともに、会計監査人(あゆみ監査法人)及び内部監査人と連携して、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、本法人の業務に関する決定及び執行は、適切な手続きを経て行われており、不正の行為はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重要な事実はないものと認めます。

また、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致しており、学校法人会計基準、法令及び寄附行為に準拠し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

なお、本法人は、事業報告書等に記載のとおり、文部科学省に「経営改善状況報告書」を提出するなど、経営改善計画の策定及びその着実な実施等により経営基盤の安定確保に努めるよう指導・助言を受けたことに関し、引き続き適切に対応されることを望みます。

以上